

土地改良区機能強化支援事業実施要綱

令和7年4月1日
6農振第2936号

農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

農業水利施設等は、農業生産の基盤となる重要な施設であり、基幹から末端に至るまでの一連の施設が、土地改良区、市町村、地域住民等の関係者によって適切に保全されることにより、その機能が発揮されるものである。

近年、人口減少等により地域住民による保全体制が脆弱化しており、また、土地改良区については、規模が小さく専任職員が不在であるものが半数程度を占めている状況にあり、現在の役割分担では、将来にわたって農業水利施設等の適切な保全管理を継続することが困難となるおそれがあることから、適切かつ継続的な保全体制の確立が喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、土地改良法（昭和24年法律第195号）の改正により、土地改良区が地域の関係者と協議の上で、施設管理の役割分担や連携方法、土地改良区の運営基盤の強化の取組等を定めた水土里ビジョン（土地改良法第57条の11に規定する連携管理保全計画をいう。以下同じ。）を策定し、これに基づく取組を関係者が一体となって推進する仕組みが創設されたところであり、この仕組みを活用して、農業水利施設等の保全体制の確立を図っていくことが必要である。

このため、本事業により、水土里ビジョンの策定を推進するとともに、これに基づく取組を推進するために必要となる土地改良区の運営基盤強化を図るため、土地改良区の統合再編、施設・財務管理の強化、受益農地の管理の強化、研修・人材育成等に対する支援を行うこととする。

第2 事業の内容

1 水土里ビジョン策定推進対策

水土里ビジョン策定推進対策は、農業水利施設等の持続的な保全体制を構築するため、水土里ビジョンの策定を実施するものとする。

2 統合整備強化対策

統合整備強化対策は、効率的・効果的に土地改良区の組織運営基盤の強化が図られるよう、合併、土地改良区連合の設立（所属土地改良区の数の増加を含む。以下同じ。）、合同事務所の設置等を推進するとともに、都道府県による統合整備重点指導地区に対する指導を行うことで、土地改良施設の維持管理体制の再編整備を図るものとする。

3 施設管理、運営改善対策

(1) 施設・財務管理強化対策

施設・財務管理強化対策は、土地改良施設の円滑かつ適切な管理並びに土地改良区の経営改善、事業運営の透明化及びガバナンスの強化を図るため、土地改良施設の診断・管理指導、土地改良区の経営診断・改善指導、施設・財務管理強化相談業務等を実施するものとする。

(2) 受益農地管理強化対策

受益農地管理強化対策は、換地事務の適正かつ円滑な推進等により、農地整備事業の効果が十全に発揮され、農地の効率的利用が図られるよう、換地事務に関する指導並びに土地改良換地に関する異議紛争の未然防止及び早期解決を図るための助言・指導を行うとともに、農地中間管理機構等と連携した農用地の利用集積の推進を図るための農地利用集積に関する指導を実施するほか、所有者不明農地等の解消を図るための助言・指導等を実施するものとする。

4 研修・人材育成

土地改良区の組織運営基盤や事業実施体制の強化を図るため、土地改良区の役職員等の資質向上のための研修等を実施するものとする。

5 特定被災土地改良区復興支援対策

特定大規模災害等（大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第2条第9号に規定する特定大規模災害等をいう。以下同じ。）によって被災した土地改良区の業務運営体制の再構築を図るため、業務書類・機器等の復旧に対する支援を行うものとする。

第3 水土里ビジョン策定推進対策

水土里ビジョンを策定しようとする土地改良区及び土地改良区連合（以下第3及び第4の1の（1）において「土地改良区等」という。）は、当該土地改良施設と関連する施設の管理者や関係市町村その他の関係者と調整を図りつつ、水土里ビジョンの策定に必要な取組を実施するものとする。

- （1）水土里ビジョン策定推進対策を実施しようとする土地改良区等は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところにより、都道府県知事の承認を受けるものとする。
- （2）都道府県知事は、これを承認するに当たっては、あらかじめ地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）と協議するものとする。
- （3）地方農政局長は、（2）の協議を受けたときは、承認を受けようとする土地改良区等やその他の施設管理者における土地改良施設等の管理状況、水土里ビジョン策定の必要性等を考慮して異議の有無について回答するものとする。

第4 統合整備強化対策

1 土地改良区、市町村又は都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）（市町村又は地方連合会は（1）を除く。）が行う統合再編整備事業

（1）統合整備

都道府県は、都道府県が策定している管内の土地改良区の統合整備に関する基本計画（以下「統合整備基本計画」という。）や土地改良区が策定している水土里ビジョン等に即して、統合整備を推進するものとする。

ア 合併、土地改良区連合の設立及び合同事務所の設置促進に当たっての基本的な考え方

（ア）合併

その事業相互間に相当の関連性がある土地改良区については、それらの地区が水系等により定められている場合には水系等の単位に、その他の場合にはおおむね市町村等の行政区分の単位に、それらの合併を推進するものとする。

（イ）土地改良区連合の設立

合併が困難である土地改良区であって、土地改良区連合の設立により所属土地改良区が行う土地改良事業、当該事業に附帯する事業又は事務の効率化・コスト削減を図ることができるものについては、水系等の単位又は市町村等の

行政区分の単位に土地改良区連合の設立を推進するものとする。

(ウ) 合同事務所の設置

合併又は土地改良区連合の設立が困難である土地改良区であって、合同事務所の設置により事務の合理化を図ることができるものについては、おおむね市町村等の行政区分の単位にそれらの合同事務所の設置を推進するものとする。

イ 統合整備の推進

都道府県知事は、統合整備基本計画等に基づき統合整備を必要とする土地改良区等であって、当該計画の達成のため特に重点的に指導を必要とし、かつ、極めて広域にわたるもの（以下「Ⅰ型地区」という。）、Ⅰ型地区に準じて広域にわたるもの（以下「Ⅱ型地区」という。）及びそれ以外のもの（以下「Ⅲ型地区」という。）に区分し統合整備を推進するものとする。

ウ 統合整備の実施

(ア) 統合整備協議会の開催

a 土地改良区等は、Ⅰ型地区、Ⅱ型地区又はⅢ型地区の統合整備を図るための統合整備協議会を開催するものとする。

b 統合整備協議会は、その地区の統合整備について協議し、関係土地改良区等が共同して樹立する統合整備計画について検討を行うものとする。

(イ) 統合整備の区分等

a 実施基準

(a) Ⅰ型地区

Ⅰ型地区は次の要件に適合するよう努めなければならない。

① 運営基盤強化のため、統合整備を行うことにより、市町村との連携強化を図るとともに、土地改良事業の計画的推進、維持管理の合理化又は運営経費の節減を図るものであること。

② 合併後の土地改良区の地区面積又は土地改良区連合の所属土地改良区の総地区面積（以下「統合整備後の土地改良区等の地区面積」という。）がおおむね3,000ヘクタール以上であり、統合整備基本計画等を達成するために、重点的に合併又は土地改良区連合の設立を推進する必要があると認められるものであること。

③ 合併にあっては、合併後の役員の定数を、原則として、一定期間（吸収合併にあっては残任期間、新設合併にあってはおおむね3年間）経過後は別記1の基準に適合させること。

④ 合併関係土地改良区の数又は土地改良区連合の所属土地改良区の数が4地区以上であること。

ただし、合併関係土地改良区の数又は土地改良区連合の所属土地改良区の数が3地区以下の場合であっても、そのうち2地区以上の地区面積が各々おおむね1,000ヘクタール以上である場合は実施できるものとする。

(b) Ⅱ型地区

Ⅱ型地区は次の要件に適合するよう努めなければならない。

① (a)の①及び③に掲げる要件。

② 統合整備後の土地改良区等の地区面積がおおむね1,000ヘクタール以上であり、統合整備基本計画等を達成するために、重点的に合併又は土地改良区連合の設立を推進する必要があると認められるものであること。

(c) Ⅲ型地区

Ⅲ型地区は次の要件に適合するよう努めなければならない。

- ① (a)の①に掲げる要件。
- ② 合併又は土地改良区連合の設立を行う地区にあっては、統合整備後の土地改良区等の地区面積がおおむね300ヘクタール以上又は市町村等の行政区分の単位となること。ただし、水土里ビジョンの再編整備の計画に位置付けられる地区にあっては、この限りではない。
- ③ 合併にあっては、合併後の役員の定数を、原則として、一定期間（吸収合併にあっては残任期間、新設合併にあってはおおむね2年間）経過後は別記1の基準に適合させること。
- ④ 合同事務所を設置する地区にあっては、合同事務所を設置する土地改良区の総地区面積がおおむね300ヘクタール以上又は市町村等の行政区分の単位となる区域内の全土地改良区が合同事務所を設置するものであり、関係土地改良区の業務運営が合理化・簡素化すること。

b 実施手続

- (a) 統合整備を実施しようとする土地改良区等は、農村振興局長が別に定めるところにより都道府県知事の承認を受けるものとする。
- (b) 都道府県知事は、これを承認するに当たっては、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。
- (c) 地方農政局長は、(b)の協議を受けたときは、統合整備基本計画等における位置付け、統合整備の実施の可能性、必要性等を考慮して異議の有無について回答するものとする。

(2) 管理再編整備

集落管理組織機能の低下、農業用排水路ごとの農業用水の過不足等の状況を踏まえた適正な管理又は集落等による維持管理の継続が困難となった土地改良施設の持続的な管理を図るため、土地改良施設の維持管理体制の再編整備を行うものとする。

ア 管理再編整備の対象とする土地改良区は、地区面積がおおむね300ヘクタール以上又は市町村等の行政区分の単位の土地改良区であるものとする。ただし、土地改良施設の追加を伴う場合は、この限りではない。

イ アに該当する土地改良区で管理再編整備を実施しようとする土地改良区、市町村又は地方連合会（市町村又は地方連合会は土地改良施設の追加を伴う場合に限る。）は、農村振興局長が別に定めるところにより、都道府県知事の承認を受けるものとする。

ウ 都道府県知事は、これを承認するに当たっては、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

エ 地方農政局長は、ウの協議に当たっては、承認を受けようとする土地改良区における、土地改良施設の管理状況、集落管理組織の活動状況、水土里ビジョンの策定状況等を考慮して異議の有無について回答するものとする。

(3) 土地利用再編整備

中山間地域等の条件不利地域であって、土地利用の変化に伴い土地改良区の業務再編が必要となる場合に、土地改良施設の維持管理体制の再編整備を行うものとする。

ア 土地利用再編整備の対象とする土地改良区は、地区面積がおおむね300ヘクタール未満の土地改良区であるものとする。

イ アに該当する土地改良区で土地利用再編整備を実施しようとする土地改良区、市町村又は地方連合会は、農村振興局長が別に定めるところにより、都道府県知事の承認を受けるものとする。

ウ 都道府県知事は、これを承認するに当たっては、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

エ 地方農政局長は、ウの協議に当たっては、承認を受けようとする土地改良区における土地利用状況、土地改良施設の管理状況、集落管理組織の活動状況等を考慮して異議の有無について回答するものとする。

2 都道府県が行う統合整備重点指導地区に対する指導

都道府県は、統合整備基本計画等に基づき統合整備を必要とする土地改良区であって、統合整備協議会の設立に至っていないもののうち、統合整備基本計画等の達成のため特に重点的に指導を必要とするもの（以下「統合整備重点指導地区」という。）に対し、次により指導を行うものとする。

(1) 統合整備推進委員会の設置

ア 都道府県は、統合整備重点指導地区の統合整備を推進するため、統合整備推進委員会を設置するものとする。

イ 統合整備推進委員会は、統合整備重点指導地区の課題、推進方策について検討し、これを取りまとめ、統合整備推進計画を策定するものとする。

(2) 都道府県による指導

都道府県は、統合整備推進委員会における検討状況を踏まえ、統合整備重点指導地区に対し、統合整備の推進のための指導・助言を行うものとする。

(3) 実施手続

ア 都道府県知事は、統合整備重点指導地区を選定するに当たっては、農村振興局長が別に定めるところにより、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

イ 地方農政局長は、アの協議を受けたときは、統合整備基本計画等における位置付け、統合整備の実施の可能性、必要性等を考慮して異議の有無について回答するものとする。

第5 施設管理、運営改善対策

1 施設・財務管理強化対策

地方連合会は、管内の実情に応じて、次の（2）から（5）まで及び第6の2の（3）に掲げる事業を行う場合においては（1）の管理運営体制強化委員会を設置するものとする。

また、（3）から（5）までの事業を行う場合においては、会計指導員（第6の1の（3）に掲げる会計指導員をいう。）を活用するものとする。

(1) 管理運営体制強化委員会の設置

ア 地方連合会は、国、都道府県及び株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）の職員、地方連合会及び土地改良区等の役職員、学識経験者その他必要な者をもって構成する管理運営体制強化委員会を設置するものとする。

イ 管理運営体制強化委員会は、地方連合会が行う施設・財務管理強化対策及び研修・人材育成（第6の2の（3）に掲げるものに限る。）の内容の検討を行うものとする。

(2) 土地改良施設の診断・管理指導の実施

ア 地方連合会は、土地改良施設の診断・管理指導等を行う地方連合会の職員（以下「管理専門指導員」という。）を配置するものとする。

イ 管理専門指導員は、土地改良施設の点検、整備、操作等土地改良施設の管理に関する専門技術的な診断・管理指導及び業務遂行上必要な調査等を行うものとする。

(3) 土地改良区の経営診断・改善指導

地方連合会は、（1）の管理運営体制強化委員会で策定した経営診断・改善指導計画に基づき、土地改良区等に対し、経営診断・改善指導を行うものとする。

(4) 施設・財務管理強化相談業務

ア 施設・財務管理強化相談業務の実施

地方連合会は、土地改良関係法令、土地改良区会計等に精通した地方連合会の職員及び学識経験者を相談指導員として配置し、土地改良区等からの相談に対応するものとする。

イ 専門家の委嘱

地方連合会は、近年の複雑化・高度化する相談等に対応するため、法律、会計業務等に関する専門家に相談業務を委嘱するものとする。

(5) 非補助土地改良事業推進支援

ア 非補助土地改良事業推進計画の策定

地方連合会は、非補助土地改良事業（非補助土地改良事業資金融通事務処理要領（昭和40年10月15日付け40農地B第3274号農林省農地局長通知）第2に定める事業のうち、国の補助の対象とならない事業をいう。）の推進活動を計画的かつ効率的に行うための活動計画を策定するものとする。

イ 推進指導活動の実施

地方連合会は、土地改良区等の非補助土地改良事業の実施主体に対し、非補助土地改良事業制度に関する知識の醸成を図るため、現地における推進指導を行うものとする。

2 受益農地管理強化対策

(1) 公募団体が行う受益農地管理強化対策

農村振興局長が別に定める公募要領に基づき選定された団体（以下「公募団体」という。）は、所有者不明農地等が存在することにより換地業務又は土地改良事業の実施に支障が生じている地区において、円滑かつ適正な換地処分及び土地改良区の受益地内における所有者不明農地等の解消を図るため、財産管理制度等（財産管理制度及び共有制度をいう。以下同じ。）の活用推進を目的として、当該制度利用の実態調査及び制度活用に向けた助言等を内容とする財産管理制度等活用推進対策を行うものとする。

(2) 地方連合会が行う受益農地管理強化対策

地方連合会は、次に掲げる対策を実施するものとする。なお、この対策又は第6の2の(4)の換地等技術向上研修を行う場合においては、アの受益農地管理強化委員会を設置するものとする。

ア 受益農地管理強化委員会の設置

(ア) 国及び都道府県の職員、換地事務を自ら又は委託を受けて実施する市町村、土地改良区及び農業協同組合等の役職員並びに土地改良換地士の代表者等をもって構成する受益農地管理強化委員会を設置するものとする。

(イ) 受益農地管理強化委員会は、地方連合会が行うイからオまで及び第6の2の(4)の換地等技術向上研修の内容の検討を行うものとする。

イ 換地選定に関する指導

換地を伴う土地改良事業の事業主体に対し、新たに換地事務を行う地区の換地選定に関する事務の指導を行うものとする。

ウ 換地処分未了地区等の解消に関する指導

事業完了予定年度を越えているにもかかわらず換地処分が行われていない地区又はそのおそれのある地区（以下「換地処分未了地区等」という。）について、早期の換地処分に資するため、次の支援を行うものとする。

(ア) 換地処分未了地区等の実態把握

(イ) 換地処分未了地区等における換地処分促進の検討と指導方針の策定

(ウ) 換地処分未了地区等に対する指導等

エ 財産管理制度等の活用に関する指導

所有者不明農地等が存在することにより換地業務又は土地改良事業の実施に支

障が生じており、早期の換地処分又は土地改良区の受益地内における所有者不明農地等の解消のために財産管理制度等の活用が有効とされる地区等を対象に、制度活用に向けた具体的な活用方針の検討や指導等を行うものとする。

オ 交換分合等による農用地の利用集積に関する指導

(ア) 交換分合推進対策

交換分合を実施又は予定している事業主体等に対し、必要な助言・指導を行うものとする。

(イ) 農用地利用集積推進対策

a 農用地利用集積推進対策会議を設置し、農地整備等基盤整備事業が完了した地区において土地改良区等が行う農用地の利用集積活動に対する指導等の検討を行うものとする。

b aの検討に基づき、土地改良区等に対して農用地の利用集積に関する技術的指導を行うものとする。

(3) 土地改良区が行う受益農地管理強化対策

土地改良区は、受益地内に所有者不明農地等が存在することにより土地改良事業の実施に支障が生じている場合において、所有者不明農地等の解消を図るため、所在等不明共有者の持分の取得、所在等不明共有者の持分の譲渡及び所有者不明土地管理制度の活用に向けた取組を行うものとする。

第6 研修・人材育成

1 公募団体が行う研修・人材育成

公募団体は、次に掲げる研修等を行うものとする。

(1) 土地改良区運営基盤強化推進研修

土地改良区の統合整備をはじめとする土地改良区の運営基盤強化を推進するための研修を行うものとする。

(2) 施設管理研修

ア 土地改良施設の診断・管理指導等を行う管理専門指導員等の資質向上を図るための研修を行うものとする。

イ 土地改良施設の診断・管理指導等に基づき実施される整備補修について、先進技術の導入やコスト低減等の整備補修事例による技術の共有化を図るため土地改良施設の整備補修事例検討会を行うものとする。

ウ 農業水利施設を活用した小水力等発電導入の取組を推進するため、土地改良区及び土地改良区連合に対し最新の知見に基づき指導する技術者や維持管理及び会計運営に携わる技術者の育成を図るための研修等を行うものとする。

(3) 会計指導員育成研修

第5の1の(3)の土地改良区の経営診断・改善指導、第5の1の(4)の施設・財務管理強化相談業務及び土地改良区等の指導監査(土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)第21条の4第3号に規定する会計に関する指導をいう。)を行う会計指導員を育成するため、地方連合会職員並びに土地改良区等及び国・地方公共団体の土地改良事業に係る業務経験者等を対象とした研修を実施する。

(4) 換地関係異議紛争処理実務研修

土地改良換地に関する異議紛争の未然防止及び早期解決を図るため、既往の異議紛争事例等を活用し、異議紛争等の解決を促進する研修を実施するとともに、地方連合会が行う換地処分未了地区等の解消に関する指導に対する助言等を行うものとする。

2 地方連合会が行う研修・人材育成

地方連合会は、次に掲げる研修を行うものとする。

(1) 技術実践向上研修

ア 土地改良区の役職員等の技術力向上のための研修を行うものとする。
イ アの研修を実施しようとする地方連合会は、農村振興局長が別に定めるところにより都道府県知事の承認を受けるものとする。

ウ 都道府県知事は、これを承認するに当たっては、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

なお、地方農政局長は、この協議を受けたときは、次に掲げる事項を考慮するものとする。

(ア) 農業農村整備事業に関する技術実践向上研修を行うことにより、土地改良区の役職員等の技術力の向上に効果が見込まれること。

(イ) 技術実践向上研修は、国、地方公共団体等との連携により行われるものであること。

(2) 基幹水利施設保安全管理技術向上研修

ア 基幹水利施設の管理者に対し、技術の習得をさせるための現地指導等を行うものとする。

イ アの研修を実施しようとする地方連合会は、農村振興局長が別に定めるところにより都道府県知事の承認を受けるものとする。

ウ 都道府県知事は、これを承認するに当たっては、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

なお、協議に当たっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。

(ア) 農業農村整備事業に関する基幹水利施設保安全管理技術向上研修を行うことにより、施設管理者の技術力の向上が見込まれること。

(イ) 現地において指導及び技術補助を行う対象施設が、農村振興局長が別に定める基準に合致するものであること。

(3) 監査実務等向上研修

土地改良区等の内部けん制機能及び運営基盤の強化を図るため、土地改良区等の役職員等を対象とした監査・内部点検の実務及び非補助土地改良事業の活用実務に関する研修を実施する。

(4) 換地等技術向上研修

受益農地管理強化委員会で定められた年間研修計画に基づき、市町村の職員、土地改良区及び農業委員会等の役職員並びに換地技術者等及び換地委員等に対し、換地事務及び交換分合に関する研修を実施するものとする。なお、換地事務に関する研修の実施に当たっては、換地技術者等の活動状況及び換地事務量を把握し、換地事務量等の長期見通しを作成することにより、効果的な研修の実施に努めるものとする。

(5) 基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修

ア 農業水利施設の管理者に対し、省エネルギー化の推進のための現地指導等を行うものとする。

イ アの研修を実施しようとする地方連合会は、農村振興局長が別に定めるところにより都道府県知事の承認を受けるものとする。

ウ 都道府県知事は、これを承認するに当たっては、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

なお、協議に当たっては、農業農村整備事業に関する基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修を行うことにより、施設管理者の省エネルギー化の推進に必要な技術力の向上が見込まれることを考慮するものとする。

第7 特定被災土地改良区復興支援対策

特定大規模災害等により土地改良区の業務運営に支障が生じ、かつ、農村振興局長が特に必要と認める場合には、公募団体は、被災した土地改良区（土地改良区連

合を含む。) に対して、農村振興局長が別に定めるところにより、業務書類・機器等の復旧に要する費用に相当する額を助成するものとする。

第8 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

第9 助成措置

1 都道府県に対する助成措置

国は、都道府県に対し、都道府県が行う本事業の実施に要する経費並びに都道府県が市町村、地方連合会及び土地改良区に対し本事業の実施に係る費用につき補助する場合には、当該補助に要する経費について、別に定めるところにより、毎年度予算の範囲内で補助するものとする。

なお、都道府県が土地改良区及び土地改良区連合に第4の1の統合整備の実施に係る費用につき補助する場合は、別記2の取扱要領に基づくものとする。

2 公募団体に対する助成措置

国は、公募団体に対し、公募団体が行う本事業の実施に要する経費について、別に定めるところにより、毎年度予算の範囲内で補助するものとする。

第10 国及び都道府県による指導等

国及び都道府県は、本事業の事業主体に対し適正かつ円滑な実施のための指導及び協力を行うものとする。

第11 報告

1 本事業を実施した市町村、地方連合会、土地改良区及び土地改良区連合は、その実施結果を整理し、実施年度の翌年度の4月30日までに都道府県知事に報告するものとする。

2 都道府県知事は、1の報告及び第4の2の統合整備重点指導地区に対する指導の実施結果を実施年度の翌年度の5月31日までに地方農政局長に報告するものとし、地方農政局長は、この報告を取りまとめ、同年6月30日までに農村振興局長に提出するものとする。

3 本事業を実施した公募団体は、その実施結果を整理し、実施年度の翌年度の4月30日までに農村振興局長に提出するものとする。

第12 委任

本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。

附 則

1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。

2 この通知による廃止前の土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。）に基づき令和6年度に実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例による。

3 旧要綱第5に基づく統合整備強化対策の実施の承認を受けた地区については、この要綱第4に基づく統合整備強化対策の実施の承認を受けた地区とみなす。

別記1 (第4の1の(1)のウの(イ)のaの(a)の③、aの(b)の①及びaの(c)の③関係)

土地改良区の合併後の役員定数削減目標基準

合併後の役員定数については、合併後の面積規模別又は合併土地改良区数別に設けた次表のいずれか少ない方を目標とする。

| 合併後の面積規模別による基準 | | 合併土地改良区数別による基準 | |
|----------------|--------|----------------|---------------------------|
| 面積規模 | 目標役員定数 | 合併土地改良区数 | 目標役員定数 |
| 500ha未満 | 15人以下 | 2地区 | 合併前役員定数の単純計 × 2 / 3 以下 |
| 500～1,000ha | 20人以下 | 3～4地区 | 合併前役員定数の単純計 × 1 / 2 以下 |
| 1,000～5,000ha | 25人以下 | 5地区以上 | 合併前役員定数の単純計 × 2 / 5 以下 |
| 5,000ha以上 | 30人以下 | | |

別記2（第9の1関係）

都道府県の補助金交付の取扱要領

1 交付対象経費

交付対象経費は以下のとおりとする。ただし、土地改良区等職員の人件費並びに土地改良区等役員に対する報酬及び費用弁償（旅費を除く。）については、対象としないものとする。

- (1) 協議会開催費
- (2) 計画樹立費
統合整備計画の策定に要する経費
- (3) 附帯施設整備費
 - ア 水管理等施設整備費
 - イ 業務運営合理化施設整備費
 - ウ 管理施設情報電子化整備費

2 国の補助の限度額

国の補助の限度額は、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

3 交付対象土地改良区等

- (1) 協議会開催費、計画樹立費、水管理等施設整備費及び管理施設情報電子化整備費
第4の1の(1)のウの(イ)のbの(a)により承認した地区の関係土地改良区等とする。
- (2) 業務運営合理化施設整備費
第4の1の(1)のウの(イ)のbの(a)により承認した地区であって、合併後存続している土地改良区、合併契約を締結した土地改良区（吸収合併にあつては合併後存続予定の土地改良区、新設合併にあつては合併契約により定められている交付対象土地改良区）、土地改良区連合の設立契約を締結した土地改良区又は合同事務所の設置契約を締結した土地改良区とする。

4 交付手続等

- (1) 都道府県知事は、交付対象土地改良区等から、協議会開催費にあつては協議事項及びその概要を、計画樹立費にあつては計画樹立事項及びその概要を、水管理等施設整備費にあつては整備・改修等を行う施設名、所在地、工事内容及び事業費等を、業務運営合理化施設整備費にあつては整備する機器等の種類、名称、数量、取得予定時期及び価格等を、管理施設情報電子化整備費にあつては整備する内容及び事業費等を内容とする附帯施設整備計画を定めた申請書を提出させ補助金を交付するものとする。
- (2) 都道府県知事は、次に掲げる場合には、業務運営合理化施設整備に要する経費に対する補助金を交付しないものとする。
 - ア 借用、管理の受託等当該施設等の所有権を取得しないで整備する場合又は寄付等対象土地改良区の経費支出を伴わない方法により整備する場合
 - イ 当該施設等の整備が、合併若しくは土地改良区連合の設立の認可又は合同事務所の設置後、遅滞なく完了する見込みのない場合
 - ウ 当該施設等の整備につき他の国庫補助金の交付を受ける場合
- (3) 都道府県知事は、次に掲げる場合には、補助金を返還させることがある旨の条件を付するものとする。
 - ア 合併時の土地改良区、設立時（所属土地改良区の数が増加する時を含む。）の土地改良区連合又は設置時の合同事務所が第4の1の(1)のウの(イ)のaの実施基準に該当しなかった場合

- イ 合併の契約後1年以内に合併できなかった場合
 - ウ 土地改良区連合の設立の契約後1年以内にその設立ができなかった場合
 - エ 合同事務所の設置の契約後1年以内にその設置ができなかった場合
- (4) 都道府県知事は、Ⅰ型地区、Ⅱ型地区又はⅢ型地区が補助対象施設等の整備を完了した場合には、整備した施設等の種類、名称、整備内容及び整備に要した経費等を記載した報告書を徴して確認するものとする。